

## 2026 年度教育学部・教育学研究科授業運用形態等に関する基本方針

以下では、本学における授業の実施方針に基づき、学部・大学院における考え方と基本的な方針を扱う。

学部の方針を想定する。大学院については、60 単位の上限がないため、対面・オンラインの選択に制限がないが、それ以外は以下の方針に準ずる。

### I. 前提

1. 学部においてオンライン履修単位上限 60 単位を前提とする。
  - 2021 年度以前の入学者（主に 2023 年度進学者）については、前期課程の授業科目及び後期課程の授業科目（持出専門科目を含む）で合計 60 単位以内、となることについて留意する。
  - 2022 年度以降の入学者（主に 2024 年度進学予定者）については、前期課程の授業科目で 30 単位以内、後期課程の授業科目（持出専門科目を含む）で 30 単位以内、のそれぞれの配分となることについて留意する。

### II. 原則

1. はじめに、授業実施形態は、次の 5 つに区分されることになる。①②は対面授業として、③④⑤はオンライン授業として取り扱われることになる。
  - ①対面型（対面のみで実施）
  - ②対面・オンライン併用型 A（総時間数の半数以上を対面で実施）
  - ③対面・オンライン併用型 B（総時間数の半数未満を対面で実施）
  - ④オンライン型（オンラインのみで実施）
  - ⑤オンデマンド型（すべての授業回数をオンデマンドで実施）
2. 対面授業（上記 1. ①②）を基本とする。ただし、オンラインで実施する方が教育効果の高い授業科目については、例外的に、オンライン授業（上記 1. ③④⑤）による開講も可能とするが、標準的な学生が 30 単位内に収まるよう、コース単位で決定する。
  - 教職課程科目、特設科目については、教員が個別に決定する。
3. 当該授業の授業実施形態について、教員は、授業開始前までに、UTAS シラバスに必ず明示する。原則として、特段の事情がない限り、授業開始後の変更を行うことはできない。
4. 対面授業の定義に該当する範囲内でどの程度オンライン実施の授業を導入するかは任意とするが、対面実施の授業の総時間数が半数未満となる場合、対面授業（上記 1. ②）ではなくオンライン授業（上記 1. ③）としての取扱いとなるため、注意が必要となる。なお、当該授業回が、対面実施となるかオンライン実施となるか、UTAS シラバス又は UTOL に必ず明示する。（初回について、UTAS シラバスと UTOL の両方に必ず明示する。2 回目以降の変更等が生じた場合等を含めた今後の授業運営について、UTAS シラバスと UTOL のどちらでアナウンスを行うことになるか、初回授業時に学生に対して説明を行う。）
5. 対面のみで実施する授業であっても、対面受講ができない真にやむを得ない事由を有する（学校保健安全法施行規則に規定のある新型コロナウイルス感染症に罹患等の）学生がいる場合には、教員は代替の方法による対応を検討する。（ただし、当該授業の実施方法等によっては、代替の方法により対応できない場合もある。）その際、対面受講ができない真にやむを得ない事由の説明責任は学生が負うものとし、教員が確認する。

－代替の方法としては、ハイフレックスの授業形態によるオンライン受講の機会を設ける、授業資料や 2025 年度以前の Zoom 録画による自習と併せて質疑応答の機会を設ける、等が考えられる。

6. 授業時間は、105 分とする。(駒場キャンパスで開講となる学部の持出専門科目を含む。)

### III. 基本的な感染防止対策

1. 新型コロナウイルスの特徴を踏まえて基本的な感染対策は有効であることから、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等について、引き続き、実施する。

－授業における教室の人数は収容定員を基準とする。ただし、座席に余裕がある場合には、より十分な距離を保って着席する。

－授業時は、教室の設置換気装置を稼働させる。(大教室 (109/158/159/A200) においては、追加換気装置を導入済み。)

－教室に NDIR 式 CO<sub>2</sub> モニタを設置し、800ppm を超える場合には、二面換気又は全面換気を行う。

－教室入室時等に手の消毒を行う。

－移動時のエレベータ利用は利用が必須の者に限る。

－廊下・階段の移動では混雑を避け、トイレも混雑を避ける。また、大声で話さない。

2. マスクの着用は、個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねることを基本とする。ただし、以下の場合は適切に対応する。

－授業の形態、方法等により着用する必要があるものと授業担当の教員が判断する場合や授業の運営に支障があると授業担当の教員が判断した場合

－「マスク着用の考え方の見直し等について (2023 年 2 月 10 日：新型コロナウイルス感染症対策本部決定)」において推奨されたマスク着用が効果的な下記の場面

- ・受診時や医療機関・高齢者施設などを訪問する時
- ・通勤ラッシュ時など混雑した電車・バスに乗車する時
- ・重症化リスクの高い方が感染拡大時に混雑した場所に行く時等

### IV. その他

1. 大教室 (109/158/159/A200)、中教室 (357/358)、小教室 (356/450A/450B/A208) に、ヤマハ YVC-1000 又は Meeting Owl を設置する。

2. オンライン授業の受講スペースとして、ラウンジ又は当該時限において授業で使用していない教室を利用可能とする。